

## 群馬県立女子大学聴講生規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学学則（群馬県公立大学法人規則第4号。以下「学則」という。）第39条の規定に基づき、聴講生について必要な事項を定めるものとする。

### (資格)

第2条 聴講生として学則第39条に規定する授業科目の一部を聴講できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学則第30条に規定する入学資格がある者
- (2) その他本学において前項と同等以上の学力があると認められた者

### (入学の時期)

第3条 聴講生の入学時期は、原則として学年始め又は学期始めとする。

### (出願手続)

第4条 聴講生を志願する者は、次の書類を学長に提出しなければならない。ただし、引き続き聴講生を志願する者については、第2号及び第3号を省略できる。

- (1) 聴講願（別記様式1）
- (2) 履歴書（別記様式2）
- (3) 最終学校の卒業証明書

### (聴講の許可)

第5条 聴講の許可は、選考の上、学長が行う。

2 前項の選考は、次のとおり行う。

- (1) 教養教育科目については、教務管理委員会の審査を経て、学長が行う。
- (2) 専門教育科目又は専門科目については、教務委員会の審査を経た後、学長が教授会の意見を聴いた上で行う。
- (3) 群馬学センター開講科目については、群馬学センター運営委員会の審査を経て、学長が行う。
- (4) 地域日本語教育センター開講科目については、地域日本語教育センター運営委員会の審査を経て、学長が行う。
- (5) キャリア支援センター開講科目については、キャリア支援センター運営委員会の審査を経て、学長が行う。

### (聴講料)

第6条 聴講を許可された者は、所定の期日までに聴講料を納付しなければならない。

### (期間)

第7条 聴講の期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、その期間を延長することができる。

(許可の取消)

第8条 学長は、聴講生がこの規程に違反したとき又は疾病その他の事由により聴講科目を履修する見込みがなくなったときは、聴講の許可を取り消すことができる。

(規程の準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規程は、聴講生について準用する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教務管理委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学聴講生規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。